

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	水道六法 追録 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	35,640	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	問答式 廃棄物処理の手引 追録 外4点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	34,448	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	獣医公衆衛生法規集追録 外2点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	99,198	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	日本農林規格品質表示基準・食品編追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	101,486	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	医薬品、医療機器関係実務便覧 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	8,382	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	南東部生活衛生監視事務所運営用「なにわ 502に3197」の自動車定期点検追加整備	37:自動車 修理	武田自動車工業株式会社	32,945	R5.12.4	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-
7	食肉衛生検査所の検査刀滅菌庫修繕	28:理化学 機器	株式会社中西製作所	192,252	R5.12.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

公用車（なにわ 502 に 3197）自動車定期点検整備（継続検査）にかかる追加整備

2 契約の相手方

武田自動車工業株式会社

3 随意契約理由書

自動車定期点検整備（継続検査）の請負契約を見積合わせにより業者選定を行った結果、武田自動車工業株式会社と契約を締結した。

自動車定期点検整備（継続検査）の整備前分解点検を行ったところ、部品交換及び整備が別途必要と判断したものである。

必要と判断した部品交換及び整備を行うにあたり、準備が不要である契約履行中の同者と契約することが事業の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、追加整備について上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

大阪市保健所 南東部生活衛生監視事務所（電話番号 06-6647-0723）

随意契約理由書

1 案件名称
食肉衛生検査所の検査刀滅菌庫修繕

2 契約の相手方
株式会社中西製作所

3 随意契約理由

今回修繕する検査刀滅菌庫は、株式会社中西製作所により製造されたものであり、当該機器の修理業務にあたっては全て自社で行っている。

今回の修繕にあたり、上記相手方以外に履行させた場合、故障等が発生した際、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、株式会社中西製作所と契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）